

都計第189号
令和元年(2019年)5月23日

一般社団法人北海道建築士会事務所協会会長 様

北海道知事 鈴木 直道

「屋外広告物クリーン強調月間」6月(春季)の取組実施について(依頼)

道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、屋外広告物につきましては、北海道屋外広告物条例によって良好な景観の形成と風致の維持、公衆への危害の防止を図っているところですが、さらに条例の趣旨を徹底し、良好な広告景観の形成に努めるため、例年どおり観光シーズンが本格化する6月(春季)と「屋外広告物適正化旬間(9月1日~10日)」が属する9月(秋季)を「屋外広告物クリーン強調月間」として定め、各種取組みを実施することといたしました。

今年度は、「広告物の安全対策」と「ルールの普及啓発」をテーマとし、安全管理に関する規制の周知及び許可制度や掲出基準等の屋外広告物に関する基本的なルールの普及啓発等を図ってまいります。

つきましては、本趣旨を御理解の上、御協力を賜りますとともに、貴出先機関(貴会員)に対しても周知くださるようお願いいたします。

記

<添付資料>

- (1) 令和元年度屋外広告物クリーン強調月間実施要領
- (2) 啓発リーフレット

建設部まちづくり局都市計画課
基本計画・景観グループ
担当：主査 加藤 澄枝
主事 近藤 えり子
TEL : 011-231-4111 (内線 29-827)
FAX : 011-232-1147
E-mail : kondou.eriko@pref.hokkaido.lg.jp



令和元年度屋外広告物クリーン強調月間実施要領

屋外広告物については、北海道屋外広告物条例（以下「条例」という。）により良好な景観の形成と風致の維持、公衆への危害の防止を図っているところであるが、さらに条例の趣旨を徹底し、無許可等の違反広告物や安全性に問題があるといった広告物の適正化を図るため、観光シーズンが本格化する6月（春季）と「屋外広告物適正化旬間（9月1日～10日）」が属する9月（秋季）を「屋外広告物クリーン強調月間」として定め、関係機関と連携し各種の取組みを実施する。

記

1 期間

- (1) 春季 令和元年（2019年）6月1日～令和元年（2019年）6月30日
- (2) 秋季 令和元年（2019年）9月1日～令和元年（2019年）9月30日

2 主催 北海道

3 目的

- (1) 安全対策についての普及啓発
- (2) 条例の普及啓発
- (3) 条例に違反する広告物の是正指導

4 実施内容

取組みをさらに効果的なものとするため、次のとおりテーマを設定し、それに合わせた取組みを重点的に実施する。

(1) テーマ

ア 「広告物の安全対策」

屋外広告物による事故発生の未然防止のため、安全管理に関する規則の周知や定期的な点検の実施を啓発するなど、広告物の安全対策をテーマに取組みを実施する。

イ 「ルール」の普及啓発

許可制度や掲出基準等、屋外広告物に関する基本的なルールの普及啓発をテーマに取組みを実施する。

(2) 具体的な取組み

ア パトロールの実施

(ア) （総合）振興局での屋外広告物巡回調査の実施（6月）

違反広告物発見のための巡回調査（違反広告物是正事務取扱要領 第2）及び是正指導を実施するとともに、安全対策について普及啓発を行う。

(イ) 官民連携屋外広告物安全対策パトロールの実施（9月）

（一社）北海道屋外広告業団体連合会との良好な広告景観の形成のための連携協定に基づき、官民連携によるパトロールを実施

イ 普及啓発活動（6月、9月）

次に掲げる方法をはじめとして広報活動に取り組み、広告主や地域住民等に対し広く普及啓発を図る。

(ア) リーフレット、ポスターの活用

各（総合）振興局庁舎への備え置き、窓口来訪者への配布、市町村、商工会議所、商工会、商店街組合等への配布及び会員への周知依頼、町内会等での回覧等、庁舎ロビー等でのポスター掲出等

(イ) ホームページの活用

都市計画課及び各（総合）振興局建設指導課ホームページでの情報掲載等

(ウ) その他各種メディアの活用

地方紙への掲載、市町村広報誌への掲載等

月間広報計画の策定（過去に新聞広報欄「みなさんの赤れんが」や地上デジタルデータ放送、自動販売機電光掲示板、道メールマガジン等での広報活動を実施）

ウ 市町村との協力による取組みの実施

・ 簡易除却の実施の促進

屋外広告物法に基づく簡易除却に関しては、すべての市町村へ事務を権限移譲していることから、各（総合）振興局は、各市町村においてもクリーン強調月間の趣旨等を理解のうえ、積極的な取組みを行うよう要請するとともに、相互に協力した取組みの実施に努める。

・ 権限移譲市町村における違反広告物の調査・指導実施の促進

屋外広告物の許可事務等について権限移譲している市町村については、監督等の事務に関しても市町村へ権限移譲していることから、各（総合）振興局は権限移譲先市町村においても、違反広告物の調査・指導について積極的な取組みを行うよう要請するとともに、相互に協力した取組みの実施に努める。

5 協力依頼先

- ・ 北海道開発局
- ・ 北海道市長会
- ・ 北海道町村会
- ・ （一社）北海道商工会議所連合会
- ・ 北海道商工会連合会
- ・ （一社）北海道屋外広告業団体連合会
- ・ （協）北海道ネオン電気工業会
- ・ （一社）北海道電気管理技術者協会
- ・ 北海道塗装組合連合会
- ・ （一社）北海道建築士会（景観整備機構）
- ・ （一社）北海道建築士事務所協会
- ・ （一社）北海道建設業協会
- ・ （一社）北海道道路標示・標識業協会
- ・ 北海道電力（株）
- ・ 北電興業（株）
- ・ 東日本電信電話（株）北海道支店
- ・ NTTタウンページ（株）北海道営業本部
- ・ 北海道警察本部

屋外広告物のルールと安全管理について

6月・9月は屋外広告物クリーン強調月間です。

北海道では、良好な景観の形成と風致の維持や危害の防止のため、「北海道屋外広告物条例」を制定し屋外広告物に対する必要な規制を行っております。

この制度を皆様にご存知いただくとともに安全で美しいまちなみをつくるため、6月と9月を「屋外広告物クリーン強調月間」と定めて市町村や関係機関と協力して広報活動やパトロール等を行っています。

屋外広告物のルール

○屋外広告物とは

次の要件をすべて満たしているものをいいます。

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

屋外広告物の例



屋外広告物の掲出には、知事（総合振興局長又は振興局長）の許可が必要です。

（許可が不要な場合もあります。）

広告物を掲出する皆さんは、掲出ししようとする場所を管轄する各（総合）振興局、市町村（権限移譲市町村に限る。）で許可申請の手続を行ってください。

※ 札幌市、函館市、旭川市、小樽市内については各市へお問い合わせください。

屋外広告物の安全管理

○管理義務について

広告主や、広告物の表示者、掲出物件の設置者、管理者等は、広告物又は掲出物件の補修その他の必要な管理を行い、良好な状態を保持することが義務づけられています。

広告物を掲出する皆さんは、日常的な安全確認や定期的に適切な点検を行い、広告物の安全管理を徹底していただきますようお願いいたします。

○点検について【NEW】

近年、適切に管理されていない屋外広告物が落下する事故が相次いで発生しています。

道では、広告物の安全性の確保をより一層図るため、条例等を一部改正し、広告主や広告物の表示者、掲出物件の設置者、管理者等は、広告物又は掲出物件を定期的に点検しなければならないことを明確化しました。（ただし、移動広告物、簡易広告物を除く。）

また、許可を受けた固定広告物で1つの広告物の表示面が10㎡を超えるものは、**資格のある点検者による点検が必要**となります。（令和元年（2019年）7月1日から）

点検の詳細については、道のホームページをご覧ください。

「屋外広告物の点検について」→



<問い合わせ先>

北海道建設部まちづくり局都市計画課 主査（広告）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 ☎ (011) 231-4111 (内線 29-827)